平成 20 年度 「100 年の森林づくり」加速化推進事業募集要領

はじめに

全国森林組合連合会(以下「本会」という)は、平成20年度の林野庁補助事業「100年の森林づくり」加速化推進事業(以下、「本事業」という。)について、以下の要領で公募を行います。

1. 事業の目的

戦後に営々として造成されてきた1千万haの人工林は、徐々に林齢が高まりつつあり、今後、これらの森林を多様で健全な森林に整備し、次世代へ適切に引き継いでいくことが重要です。

しかしながら、路網などの基盤整備が低位にとどまり、また、森林所有者の大多数が小規模である現状から、将来の多様な森林の整備やその利用の姿を描き、これに対して関係者が意欲をもって取り組むこと等が困難な面があります。

このようことから、地域の森林(人工林)を複層林、長伐期林、針広混交林、広葉樹林等からなる多様な森林へ誘導するため、多様な森林整備に積極的に取り組む地域において、森林所有者、林業事業体、地方自治体等の多様な主体や有識者から構成された協議会を開催し、森林所有者等に対するコンセンサスの醸成、景観への配慮、林地の保全、木材の生産・流通体制等の観点を踏まえた各種の森林施業の対象適地の選定調査、調査結果に基づく各種の森林施業や路網整備の最適配置の検討・整理など多様な森林整備のための森林施業・路網整備を高度化・加速化させるための条件整備(森林整備のグランドデザインの構築)を実施し、100年先を見据えた多様な森林整備を図ることを本事業の目的とします。

2.応募の要件

(1)応募者の要件

民間団体等

(2)民間団体の要件

次の要件を具備しているもの

事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、または整備されることが明らかであること

事業に関する資金計画が適切であり、かつ、その資金計画に伴って事業が実施されることが確実であること

事業を円滑かつ効率的に実施することが可能であること

(3)対象となる森林の要件

対象森林は、原則、国有林、公有林を除く、複数の所有者からなる民有林です。

(4) その他の要件

本事業の調査・分析を踏まえ、森林整備のグランドデザイン等を内容とする報告書の作成を予定していること。

3. 助成内容及び助成対象経費等

(1)助成内容

複層林、長伐期林、針広混交林、広葉樹林等の多様な森林整備に積極的に取り組む地域において、地域の森林(人工林)を多様な森林へ誘導するため、以下の活動について必要な経費を助成します。

森林所有者、森林組合等林業事業体、地方自治体等の多様な主体や有識者から構成された協議会等の開催

住民・森林所有者の意向調査等の実施・分析

各種の森林施業及び路網の最適配置の調査・検討・整理

(2)助成対象経費

助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)については、事業の 実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします(別表)。

提案に当たっては、平成 20 年度における事業の実施に必要となる額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、応募申請書に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額とは一致しません。

また、所要額については千円単位で、消費税抜きで計上して下さい。 技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務(専門的知識・技術を要する調査等)について、当該事業を実施する事業実施主体が、支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額です。また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当(超過勤務手当は含まれません。)、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。(算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれません。)賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務(資料整理、 補助、事業資料の収集等)について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用 した者に対して支払う実働に応じた対価です。

賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。

なお、賃金には、扶養手当、通勤手当等の諸手当、雇用保険料、健康保険料、 等は含まれません。

謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる会議等における専門的知識の提供等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費です。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠 に基づき設定する必要があります。

なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。

旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる協議会や現地調査 等の実施に必要な経費です。

需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる文書、図面、報告書等の印刷に必要な印刷製本費、会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な会議費、各種事務用品等の調達に必要な消耗品等の経費です。(通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれません。また、会議費は事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象になりません。)

会場借料

「会場借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる会場等の借上 げに必要な経費です。(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その 他の経費は含まれません。)

通信運搬費

「通信運搬費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費です。

(3)助成できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができませ ん。

建物等施設の建設、不動産取得、備品取得に関する経費

本事業の業務の一部を他の民間団体・企業に委託する場合

事業の実施に関連のない経費

事業を実施する上で生じる消費税

(4)助成率

助成率は、助成対象経費について定額助成します。

なお、申請のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することもあります。

また、助成金額は、25件程度で2,500万円を予定しています。

4.選定審查

(1)審查方法

本会が設置する「100年の森林づくり」加速化推進事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査を経て選定します。運営委員会及び審査過程は公平を期すため非公開とします。

なお、本会から応募申請内容等について問合せを行う場合があります。また、選定 に当たって、直接申請者から事業の説明を受ける場合があります。

(2)審査結果の通知

審査の結果については、応募申請者に対して本会から文書で通知するとともに、 選定された事業概要について一般に公表します。

5.事業実施期間

本事業の実施期間は、助成金の交付を決定した日から平成 21 年 2 月末日までとなります。

6.助成の実施に関わる事項

選定通知を受けた後、本会の定める「100年の森林づくり」加速化推進事業助成金交付規程に基づき実施していただきます。

- (1)選定通知を受けた後に、助成金交付申請書を提出していただきます。
- (2)助成金交付決定を受けた者(以下「事業実施主体」という。)は、本事業完了 後、事業実績報告書を2月末日までに提出していただきます。
- (3)助成を受けた者は、本事業終了後5年間、関係する帳簿、会計書類の伝票等に ついて保存していただきます。

7.応募に必要な書類

- (1)所定の応募申請書を提出して下さい。応募申請書様式はホームページサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。
- (2)(1)の応募申請書以外に、事業内容を説明するために必要とする資料を添付することもできます。
- (3)提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は 返却いたしません。

8.募集期間

応募の受付は平成 20 年 4 月 28 日 (月)から 5 月 30 日 (金)まで行います(応募締切当日消印まで有効)。

- 9.個人情報の取り扱いについて
 - (1)個人情報の利用目的は、本事業に係わる事務(連絡調整・資料送付・成果の普及等)に限定いたします。
 - (2)ご提供いただいた個人情報は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の利用目的以外で利用することは一切ありません。

10. 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書の提出先および事業内容や募集要領についてのお問い合わせは、下記にお願いします。なお、応募申請書は持参または郵送、運送することとします。

11. 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1)事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任をもたなければなりません。特に、交付申請書(採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書)の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2)助成金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3)知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発明者に帰属します。

(4)調査等への協力

助成期間中に、本会の職員等による現地調査を行うことがあるほか、事業の普及のため、発表会への参加、事例集の作成、視察の受入れ等の協力依頼をすることがあります。

平成 20 年 4 月 28 日 全国森林組合連合会

全国森林組合連合会 「100年の森林づくり」加速化推進事業事務局(担当:村岡、中原) 〔住所〕〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目1番12号 コープビル8階

[電話]03-3294-9719[FAX]03-3293-4726

[Email] muraoka@zenmori.org[URL] http://www.zenmori.org/index.shtmlホームページから募集要領や応募申請書様式を入手することができます。

別表(3関係)

	経費	重要な変更	助成対象経費	
	絰	貝	経費の配分の変更事業内容の変	
3	住者の実を	会・意施の網調理の森向・森の査構の変換の変換の変換をできませる。	3 までに掲げる 2 調査内容の変 それぞれの経費 等事業の重要 間の30%を越え 事項の変更	変更 イ 賃金